

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の概要

※条項の引用は「法」とする。

1 法制定の経緯

児童虐待やドメスティック・バイオレンスと並んで、家庭や介護施設における高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄等の虐待が問題となっていたことから、平成 17 年 11 月 1 日に国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が議員立法で可決、成立し、平成 18 年 4 月 1 日から施行されました。

この法律には、**高齢者虐待の定義、対応の基準等が規定**されています。

2 高齢者虐待の定義

- 「高齢者」とは「65 歳以上」の者をいう。(法第 2 条第 1 項)
- 「高齢者虐待」とは養護者による高齢者虐待及び**養介護施設従事者等による高齢者虐待**をいう。(法第 2 条第 3 項)

養介護施設従事者等による高齢者虐待 (いずれかの該当行為) (法第 2 条第 5 項)

身体的虐待	高齢者の身体に <u>外傷が生じ又は生じるおそれのある暴力を加えること</u>	(例) つねる、殴る、蹴る等。 身体を拘束し、動きを制限する。
介護・世話の 放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は、長時間の放置、その他の <u>高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</u>	(例) 入浴させず、異臭がする。 爪や髪が伸び放題である。 ナースコールを遠ざける。
心理的虐待	高齢者に対する著しい <u>暴言又は著しく拒絶的な対応</u> その他の <u>高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</u>	(例) 子供扱いするような呼称や言動、 態度を取る。怒鳴る。 自力で可能な食事を職員の都合で、全介助する。
性的虐待	高齢者に <u>わいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</u>	(例) 性的行為を強要する。 人前で排泄やおむつ交換をする。
経済的虐待	高齢者の <u>財産を不当に処分すること</u> その他 <u>当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</u>	(例) 金銭・財産を着服する。 立場を利用して、金銭を借りる。

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

高齢者の心身の安全と尊厳を保護し、**従事者が意図的・非意図的に加害者となる事態を未然に防ぐ**ため、事業者として適切な予防措置に継続的に取り組み、すべての従事者が高齢者虐待に関する正確な認識を持つことが求められる。

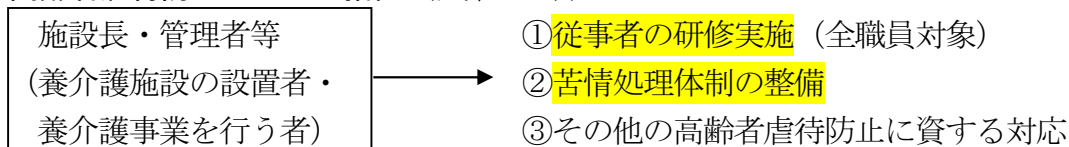
また、従事者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努める必要がある。

(1) 『養介護施設従事者等』の範囲（法第2条第5項）

介護保険施設等の入所施設や居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている**次の施設・事業に従事するすべての職員**が対象となる。

区分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・老人福祉センター ・老人介護支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設(地域密着型含む) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅(介護予防)サービス事業 ・地域密着型(介護予防)サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防支援事業

(2) 高齢者虐待防止のための措置（法第20条）



(3) 高齢者虐待に係る通報（法第21条）

虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見 → 市町村へ通報

養介護施設従事者等・・・ **自分が働く施設・事業所等で発見した場合** → **重大な危険の有無に関わらず「通報義務」**（努力義務ではない）

上記以外の場合・・・・ **生命・身体に重大な危険** → 「**通報義務**」
 それ以外の場合 → **通報「努力」義務**

(4) 通報者保護に関する規定

- ① 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、高齢者虐待に関する通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く）をすることを**妨げるものと解釈してはならない**。（法第21条第6項）
- ② 養介護施設従事者等(従事者)は通報をしたことを理由として、解雇その他**不利益な取扱いを受けない**。（法第21条第7項、公益通報者保護法）
- ③ 市町村の職員は通報又は届出をした者を**特定させるものを漏らしてはならない**。（法第23条）

4 高齢者虐待件数等の状況（県内）

○ 高齢者への虐待に関する通報・相談件数及び虐待と認められた件数

区分	通報・相談件数		虐待と認められた件数	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
養護者	1,968件	1,928件	802件	765件
養介護施設従事者	131件	157件	20件	28件

○ 高齢者への虐待に関する通報・相談者の内訳は次の通りであり、当該施設職員・事業所職員や施設・事業所の管理者による相談が多い傾向にあります。

	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）	令和3年度（割合）
家族・親族	33件（20.5%）	17件（12.2%）	20件（11.8%）
当該施設・事業所職員	42件（26.1%）	50件（36.0%）	50件（29.4%）
当該施設・事業所元職員	7件（4.3%）	12件（8.6%）	11件（6.5%）
施設・事業所の管理者	37件（23.0%）	26件（18.7%）	31件（18.2%）
本人による届出	3件（1.9%）	2件（1.4%）	1件（0.6%）
介護支援専門員	9件（5.6%）	9件（6.5%）	6件（3.5%）
医療機関従事者（医師含む）	2件（1.2%）	1件（0.7%）	4件（2.4%）
その他	26件（16.2%）	18件（12.9%）	30件（7.6%）
不明（匿名含む）	2件（1.2%）	4件（2.9%）	17件（10.0%）

5 事業所に求められる取組み

(1) 高齢者虐待防止に関する事項の周知徹底

- **介護従事者・職員全員**に対し、高齢者虐待防止に関する事項（虐待の定義、具体的な行為例、関係者に課せられた義務等）について、所内研修等の確実な方法により周知徹底すること。
- **新規採用者**への周知方法、年間の研修計画など継続的に周知徹底する方策を事業所として規定すること。

(2) 苦情処理体制の整備と周知徹底状況の確認

- **利用者や家族に対する苦情処理体制**の周知徹底状況の確認（重要事項説明書による説明、事業所内の掲示、利用者や家族の認識の有無）

(3) 虐待が疑われる事案が発生した場合の対応

① **被虐待者とされる高齢者の心身状況の確認、保護、記録**

高齢者の安全の確保（急を要する医療機関受診、虐待者からの保護）

⇒ 心身の状態の確認（介護記録、医療機関受診結果の記録、可能であれば本人に必要性を説明し同意を得た上で怪我等の状況写真を残す。）

※重度の認知症であっても、聴き取りを行い詳細を記録

⇒ 適切な対応（医療機関受診、虐待者からの保護）

② **市町への報告**

発生と同時に速やかに事故報告の様式によって報告を行う。